17号

の支援が強調されています。国は在宅や いると思われます。 施設での看取りを増やす方向を目指して 早期からの緩和ケアや在宅で 〇七年施行の「がん対策基本

さんに在宅で緩和ケアを行い、看取る私は東京都立川市で、末期がんの患者 区の人口は約四〇〇万人ですが、ここにいます。当院がある立川市周辺の多摩地 ました。 年間で計六七九人(〇八年)でした。当 ホスピスが七カ所あり、看取り患者数は 院では施設二カ所分の一六二人を看取り 「在宅ホスピス」を〇二年から開業して

呼吸困難に酸素を使用することも病院と アと看取りについて、具体的な相談をし さんとその家族に対し、 院させられます。当院は、そうした患者 同じくできることをお伝えします。薬も 看護師が訪問すること、痛みを取ること、 日体制で支援すること、定期的に医師と て診療を開始します。二十四時間三六五 なくなった末期がんなどの患者さんは退 自宅まで配達してくれます。 首都圏の多くの病院では、 . 自宅での緩和ケ 治療ができ

医師 熊本にもその体制を根付かせてほしいと 要になると思います。地域の力を高め、 れません。在宅での看取りがますます必 く時代には、死に場所が選べないかもし ません。団塊の世代が多数亡くなってい ちろん、それを看取る家族の覚悟です。 大切なのは、患者さん本人の覚悟は や看護師はここでは脇役でしかあり

報告と提言として、 在宅医療を支える専門職からの まず(株)くますま

> 内容の概要は次のとおりです。 という演題で、訪問看護ステーションの こず恵先生に「訪問看護ってな~に?」 実態や仕組みについて、また、さまざま たっくリハサポートセンター所長の河添 な事例を踏まえながら利用の際のポイン などについて講演をいただきました。

サービスを提供します。 ション、開業看護により行われています。 療養生活を送れるよう、看護師などが生 た人が、住み慣れた家庭でその人らしく た開業看護は、「開業ナース」とも呼ば は、通院先に関係なく利用できます。ま ビスです。医療機関や訪問看護ステー 活の場に訪問し療養生活を支援するサー 人が対象ですが、訪問看護ステーション 訪問看護とは病気や、体に障害を持つ 医療機関は、その病院に通院している 保険適用外で、独自の方針・料金で

生活の援助もします。 できる体制で在宅生活を支援します。 です。二十四時間三六五日、連絡・対応 できます。食事や排せつ、 院の病室で行われている処置は自宅でも 看護、認知症の看護など。基本的には病 痛みの管理や、終末期など重度な状態の 床ずれや胃ろうその他の傷処置、 介護と医療の二つの保険を使うサービス 療機器の管理、がんなどで麻薬を使った テーテルなどの交換、人工呼吸器など医 拍・体温や、症状観察などの病状管理、 訪問看護でできることは、血圧・脈 訪問看護は在宅サービスの中で唯一、 入浴など日常 尿力

のアドバイスなどを行います。 訓練の実施、 力の維持・回復に向けた機能訓練や動作 さらにリハビリの専門職が訪問し、 福祉用具の選定、 住宅改修 利用者や 体

> さい。 接、 訪問看護を利用するには、主治医また 訪問看護ステーションにご連絡くだ ケアマネジャーに相談されるか、直

ご家族の状態に応じ対応します。

ト。退院直後の一カ月間だけなど、短期 援を行っています。 れるよう、他機関・他職種と連携した支 が最期まで安心して在宅で療養生活が送 間に限定した利用も可能です。患者さん く、予防の段階から利用するのがポイン 訪問看護は、重症になってからではな

概要は次のとおりです。 援専門員の役割や介護保険の仕組みにな 管理者・介護支援専門員の谷口兼一郎先 どついて講演をいただきました。 生に「介護保険と介護支援専門員(ケア マネージャー)」という演題で、介護支 二番目は、居宅介護支援事業所おんさ 、内容の

者が "要介護"と認定されると、さまざ 5の計七区分に分かれています。 ます。認定は要支援1と2、要介護1~ ばれる特定疾病に限り、保険が適用され パーキンソン病など十六種類の難病と呼 まな介護サービスが受けることができま 介護保険では、六十五歳以上の被保険 四十歳~六十四歳の方も、末期がん、

は、地域包括支援センターや居宅介護支 ネジャー)が行います。介護支援専門員 護の知識を持つ介護支援専門員(ケアマ 籍しています。 援事業所、特別養護老人ホームなどに在 介護保険によるサポートは、幅広い介

健康状態や日常生活に関するさまざまな の支援に限らず、地域に暮らす生活者の 地域包括支援センターは、 介護保険内

の訪問歯科診療を行っています。

高齢者

二九カ所あります 相談に応じるため設置され、 熊本市には

ジュール調整の手伝い⑦施設入居希望者 病院と連携した入退院の手続きやスケ 利用者の生活支援のためのアドバイス― 治医と連携した疾病・生活改善の支援⑥ サービス提供事業者への連絡や手配⑤主 ケアプラン(居宅サービス計画)作成④ 心身状態に合ったサービスが受けられる などです。 に対する適切な施設選びの手伝い⑧施設 続きの代行③利用者や家族の希望による 相談受け付け②介護保険の申請や更新手 ケアマネジャーの役割は広範 ①介護が必要な本人、 家族からの

床ずれ予防のための体位変換―といった えて、床ずれ防止用マットの使用、楽な 介護保険の適用が迅速になりました。 ました。 在宅緩和ケアが手厚く行えるようになり ヘルパーの定時訪問によるおむつ交換、 体位を保つための電動ベッド導入のほか、 以降、末期のがん患者さんに対しては、 二〇〇七年の「がん対策基本法」 加

診療で安全に自宅で食事ができるための 嚥といった食事に関する問題や訪問歯科 う演題で、超高齢化社会の中で窒息や誤 した。内容の概要は次のとおりです。 いた在宅での食支援の取り組み~」とい 取り組みなどについて講演をいただきま に〜訪問歯科診療で行う嚥下内視鏡を用 心してお口から食事をしていただくため 院訪問診療科科長の園田隆紹先生に「安 三番目は、 私は、自宅や病院、 医療法人共愛会共愛歯科医 老人ホームなどへ